

【報告要旨】

江戸時代の村・庄屋と古文書・古典籍の蓄積―高岸家文書の紹介を兼ねて― 近藤孝敏

本講演は東谷氏の講演とともに、2021～2023年度の3年間(2020年度の予備調査も含めると足かけ4年間)にわたる高岸兼三家文書の調査報告の一貫として行ったものである。

同文書の調査では、古文書総数およそ2,500点全点を目録化し(データ数約2,200件)、そのうち1,280点(全体の52%)を写真撮影したことを紹介したが、これに加えて、同家の分家にあたる高岸安治家文書53点(整理済、目録未刊)も内容的には一連のものなので、両者合わせて「高岸家文書」と捉えた上で、本講演の基礎的な資料として総合的に検討していくことを説明した。

そこでまず前提として、「高岸家文書」の歴史資料群としての特徴や性格等について、新增まとめて示すこととした。同文書は①近世～近代の河内渋川郡岸田堂村に関する文書・典籍を主な内容とするいわゆる「**地方文書(チカモシヨ)**」で、江戸時代の庄屋文書と明治時代の戸長役場文書が継続的に蓄積されており、量的には江戸後期から明治前期の「**政事(セイジ=マツリゴト)**」に関する古文書が圧倒的に多く伝存していること、②近世文書は、江戸前期に遡るものも若干みられるが、それらを含めて、幕末の安政6年(1859)まで庄屋役を務めた伊達(平右衛門)家から引き継がれた「村」の公的記録・古文書類が移管されていること、また③維新～明治中期、近代地方行政制度(町村制)が確立するまでに岸田堂村戸長役場等で作成された公文書類も一括して残されており、④総じて近世の村落から近代の町・村に変貌する中で、年貢**貢納(コウノウ)**制度が地租改正を経て近代税制(租税制)へと抜本的改革が進み、地域行政末端の制度も庄屋・年寄(同村では**肝煎(キヤン)**)制→戸長制→村長制へと転換していく地方支配の変遷過程がつぶさに跡づけられるほど、関係資料が豊富であることを説明した。

一方、⑤「高岸家文書」には、同家の「家」を維持・経営するための家政＝「**家事(カジ)**」に関する資料も、伊達家から庄屋役を受け継ぐ前から残されており、富裕な有力農民として土地貸借・金銭貸借関係の書類・帳面がまとまって存在するとともに、婚礼祝儀や葬儀・法事に関する古文書も数多く伝存することを指摘した。他方、地域の文化や家人の個人的素養を示し、「政事」・「家事」における人脈や交友関係を広げる役割を担ったとされる⑥「**文事(ブンジ)**」については、同家の教育・教養に関わる古典籍・習い事・骨董関係の諸資料が意外に少なく、また河内地域では特に活発だった俳諧・**雑俳(ザッパイ)**や、茶の湯などの文芸関係の資料も残りが悪いことを説明した。

このような「高岸家文書」の全体的理解を前提に、以下、いくつかの資料をもとにして、江戸時代の岸田堂村や高岸家周辺の歴史について検討を加えていくこととした。

まず同文書に残された村の引き継ぎ史料から、江戸時代の岸田堂村の具体的なイメージを確認することとしたが、その点で格好の材料となるのは、幕末の元治2年(1865)作成の「岸田堂村絵図」である。絵図をみると、中央に街道(俊徳道)北に面し、村の成り立ちの基となった中世起源の寺院「長楽寺」が大きく描かれ(境内に「氏神」=推古天皇社が鎮座)、その裏手(北側)に道を挟んで村民の檀那寺である「道場」(西岸寺)と手広い庄屋「平右衛門」の屋敷が示され、そのほか肝煎(年寄)「源七屋敷」をはじめ、草分けの本百姓たちの屋敷地が長楽寺を囲むように集落を形成する様相が描かれている。絵図には、集落内の村道や路地が描かれるとともに、東境から北境へ集落を囲む水路や村中へ向かう溝「すいど(水道)」も描かれ、ことさら各屋敷地内にある「いけ(池)」も丹念に示されている。これらは、災害に弱い近世村落にとって、火災や飢饉への備えとして特に注視して明示されたことを指摘した。また、集落の西、道外れに村民の氏神だった天神社が描かれ、神主は藤右衛門とされているが(後述)、明治41年(1908)の測図では確認できるものの、以降は記されておらず、程なく廃絶したものと思われる。

さらに、街道沿いの集落の南縁(へリ)や西側、村の裏手の北西縁には、新たに区画された屋敷地がみえ、幕末から明治にかけて、それらの方向へ集落が拡張していく状況が読み取れることを説明した。

この村絵図と併せて、参考資料として明治9年(1876)にともに政府へ提出された長楽寺と西岸寺の指図(サズ、簡略図)も検討した。これによると、長楽寺の敷地は東西に長く、敷地内西北角の長方形区画が租税課税地とされた他は、「除地」(免税地)であったことがわかる。これは、慶長17年(1612)の検地以来、同寺堂守(ドウモリ)志乗坊(シジョウボウ)の屋敷地として公的に年貢免除されていたことを継承したもので、他方、長方形区画は志乗坊が名請(ナウケ)した年貢地だったことが判明する(元禄5年慶長検地書抜覚帳)。なお、江戸時代の長楽寺は禅宗(臨済派)の無本寺で(寛政12年宗旨改帳面印形・文言控)、本尊の十一面観音菩薩像は古来、瘡病(ソウビョウ、皮膚病の総称)、ことに疱瘡(天然痘)にご利益があるといわれ、当時、相当有名であった(延宝7年『河内鑑名所記』巻6ほか)。そこで、改めて村絵図にみえる敷地と比較すると、鎮守推古天皇社(「氏神」)が西側中程から南東角へ移築され、また西南角に新たに店(参拝者向けの茶店カ)が設けられるなど、維新前後のわずか11年の間にも境内の整備が進められていたことがわかる。明治25年(1892)に神戸の南京町へ移転して、現在、跡形もない長楽寺も、例えわずかな期間でも、その歴史を岸田堂村の近代に刻んでいたのである。

一方、西岸寺指図では、狭隘な敷地に〃ところ狭し、と本堂・庫裡・座敷・門2つが描写されており、また建造物を「寺附(テラツキ)」の本堂・玄関・座敷・表門と「私有物」の庫裡・裏門に色分けした同時期の指図もある。西岸寺は岸田堂村の檀那寺(ダンナデラ)で、文化1年(1804)5月には寺号が承認されている(文化6年寺改明細帳)。村絵図に「道場」とあるように、村持ちの「惣堂(ソウドウ)」=集会場が宗教化して発展した浄土真宗大谷派(東本願寺)の寺院であった。敷地は長楽寺と同様「除地」として認められたが、「惣田(ソウデン)之内」(村の共有地)とされていて、長楽寺とは成立事情がまったく異なり、村の影響力が非常に強かったのである(元禄5年慶長検地書抜覚帳)。

このような寺院と村の関係性の違いは、神社の祭祀でもみられ、同じ村方の氏神であっても、推古天皇社は「くわんのん氏神」=長楽寺本尊観音菩薩の氏神という性格が強く(同上)、かたや天神社は神主藤右衛門を中心にした村人(住民集団)の氏神で、村で祭祀を運営し維持・管理していたと考えられる。享保7年(1722)に神主藤右衛門と村方庄屋・年寄の連名で大坂町奉行所へ提出された天神社宝物の御開帳願書によると、同社敷地は除地とされ、東西21間半・南北5間半の「ほこら(祠)」があったという。注目すべきは、御開帳される宝物が「天神之御影(ミエ)」(菅原道真の肖像画)と「玉姫鏡(タマヒメカガミ)」であったことで、玉姫とは疱瘡守護仏として著名な長楽寺観音にまつわる信心・信仰説話の主人公で、疱瘡にかかって病没した後、観音のご加護で蘇ったとされる伝説上の人物である。つまり「玉姫鏡」は玉姫の蘇生譚(ソセイタン)に由来する鏡とみられ、村人主導の氏神祭祀であった天神社も、長楽寺の観音信仰に大きな影響を受け、密接な結びつきを持っていたことがうかがわれると解説した。

次に、これまで明らかになっていない近世岸田堂村の村役人や指導層の動向について、庄屋と村の神主を中心に検討してみることとした。基本史料としたのは岸田堂村の延宝検地帳(延宝6年(1678)、庄屋藤兵衛ほか年寄2名提出)である。この帳面は、村の土地管理と年貢賦課を行うための基本台帳(土地登記簿)にする目的で享保初年(1716)に書き写されたもので、売買・譲渡に伴った土地所持者(名請人)の変更にあたって、帳切証文(チョウギリショウモン、名義書き替え証明書)を発行すると同時に、切出付紙(キリダシツケガミ、名義変更の貼紙)を帳面の該当箇所に貼り付け、新しい名義人(現土地所持者)へ修正していった書冊である。これらの作業は、帳簿の村の責任者として庄屋が行うことになっていたもので、付紙に記された日付と貼付者の氏名・印鑑を確認すれば、庄屋の変遷を容易にたどることができる。ここでは検証の詳細は省略したが、作業の結果、享保1年(1716)~同4年7月の間は藤右衛門が切出(名義

変更)を行い、続いて同年12月～寛保2年(1742)1月の間は初代平右衛門がこれにあたり、次に同3年12月～宝暦10年(1760)12月の間は2代平右衛門がこれを担ったことが判明した。以上の検証成果と他の史料から得られた知見を併せると、およそ以下のように庄屋家の変遷等を示すことができる。

まず慶長検地書抜覚帳では庄屋など作成者の名を欠いているが、巻末辺りに書き出された屋敷地の中で最有力の草分け百姓藤四郎の屋敷地が延宝検地帳の庄屋藤兵衛に受け継がれたことが明白なので、60年余の年代差からみて、この藤四郎が2～3代前の藤兵衛先祖と推定でき、恐らく慶長17年(1612)当時の庄屋も彼とみなしてもよからう(藤四郎・藤兵衛の**仮名(ケミヨ)**が後の庄屋平右衛門家の子弟に襲名されていることも、その傍証である(元文3～寛保4年宗門改帳断簡[「安治家文書」寛政役用留裏文書])。次に延宝6年(1678)に検地帳を作成した庄屋藤兵衛の跡を相続したと考えられる藤右衛門は、前述のごとく庄屋として享保4年(1719)7月、検地帳の写をもとに切出作業をまとめて実施した後、同年の年末には初代の平右衛門に庄屋役を譲渡して隠居した。その後、初代平右衛門は寛保2年(1742)まで庄屋役に在任したが、藤右衛門の方は享保7年(1722)1月、村の氏神天神社の神主として再登場し、庄屋平右衛門らと連名して宝物御開帳願書を提出している(先述)。寛保3年、2代平右衛門が庄屋役を相続し(～宝暦年間在任)、以降、幕末に至る庄屋平右衛門家が確立するが、他方、神主の藤右衛門も別に家を興し家名を相続させていく。平右衛門・藤右衛門両家ともに伊達姓を称したが(明治3年宗門改帳)、藤右衛門家は後に現当主が源七を名乗って年寄(肝煎)役を務め、隠居後に藤右衛門を襲名して村方の神職に就任するという形をとったようである(元文3～寛保4年宗門改帳断簡ほか)。すなわち、江戸時代初頭に藤四郎が岸田堂村の庄屋役を務め、伊達家が村の指導的地位を占めて以降、江戸中頃(享保年間)に庄屋役の平右衛門家と村方神主兼年寄(肝煎)役の藤右衛門家に独立分家しつつも、双方ともに幕末(安政年間)に至るまで一貫して村の上層部で勢力を保持し続けたことを説明した。

さて、こうした伊達家平右衛門歴代や、安政7年(1860)にその後を引き継いだ高岸家庄右衛門、さらに文久4年(1864)に受け継いで明治維新を迎えた山田友右衛門ら庄屋たちが、年寄役の補佐を受けつつ中心となって、近世の岸田堂村の公的な記録や書類等を作成したのであるが、その内容は上は幕府・領主の支配や年貢関係から、下は村の日々の暮らしにまつわるものまで、それこそ多種多様な内容のものであった。これらは村政の責任者である庄屋の家で保管・蓄積されていたが、では現在、具体的にどのようなものが残されているのか、帳面類を中心に主だったものを紹介しておいた。

まず、村の運営に必要なだった書類の他、領主淀藩稲葉家の役人や大坂町奉行所との連絡など諸事を書き留めた帳簿『役用留日記』(御用留)は、「高岸安治家文書」(以下「安治家」と略す)に安永5年(1776)3月～寛政11年(1799)2月の間のもの5冊、「高岸兼三家文書」(以下「兼三家」と略す)に文化12年(1815)2月～文政13年(1830)11月の間のもの7冊が伝存し、公儀(幕府)や**地頭(ジト)**、領主稲葉家の法令や命令書等を書写した『御触書写』(御触留)は「安治家」に寛政11年12月～文化3年3月の間のもの2冊、「兼三家」に断簡も含め文化9年2月～天保2年(1831)11月の間のもの計11冊分が残っている。検地帳や名寄帳など土地台帳や年貢関係については数多く残るが、これまでの講演会で触れられており、後述もするので省略するとし、宗門改・戸籍関係では、『宗門改帳』が弘化3年(1846)～明治3年(1870)の間の13冊、これを引き継いだ明治5年『第拾四区戸籍帳』と同8年『戸数人員取調帳』の2冊も残り、また人数集計分のみ書き上げた『宗門改帳目録』2冊(弘化2年・安政3年)、寛政12年に領主側から下付された『宗門改帳』の雛形も残されている。村所在の寺院・神社の詳細を報告した『寺社明細帳』は現在、文化6年4月と天保10年3月に作成されたもの2冊と文化6年1月の領主稲葉家から下付された雛形1冊が伝来している。このほか、水利関係では、宝永1年(1704)の大和川付け替え以前に、水掛り村々が**築留(ツキドメ)**付近を懸け樋で横断する新井路・新井堰の造成を幕府(大坂町奉行)へ出願した際に

作成されたとみられる「大和川築留より下(シモ)、森河内迄(マデ)樋掛り村縁図(ユカリズ)」(かぶせ絵図)や、付け替え後の享保17年(1732)に発生した旧大和川用水組合上郷(カミゴウ)・下郷(シモゴウ)間の紛争を大坂町奉行の下で和談(ワダン)した際、53ヶ村の庄屋・年寄・組頭連名でとり交わした和平議定書『用水組合村々定証文』(享保19年8月)も伝存し、灌漑用水体系を物語る重要資料として保管されていた。

次に、村が領主に請け負う年貢・役負担の徴収上納に関する勘定帳や、村の財政収支・経済関係に関する帳面類を中心に、岸田堂村が年間で作成する勘定書類やその残存状況について検討を行った。なお、検討の素材としたのは、近世で金品の目録(リスト)や収支計算書・帳簿類に使用された“横帳(ヨコチョウ)”形態(料紙(用紙)を横半分に2つ折りして綴った帳面の形)の帳面である。この形態で記した帳面は、原則的に公に提出したり保存に用いた“縦帳(タテチョウ)”形態(料紙を縦半分に折り込んで重ねて袋綴じにした形)のものに比べて、暫定的で当面のものとして、より簡便で実用的に用いられたため、保存されにくい側面があるが、「高岸家文書」の場合は比較的に残されているといえよう。

「高岸家文書」に残されている岸田堂村の勘定帳面を確認すると、毎年作成すると考えられるものと、その時々で臨時で編まれるものとがあるとわかるが、今、例年作成したと思われる帳面を列記すると、以下の通りである。年貢・役の徴収上納に関するものでは、「御年貢(勘定)帳」「御上納米庭帳(御上納米入用勘定帳)」「(御年貢)銀納控帳」「御年貢免割帳(村方御用捨米割符帳)」「御年貢(銀)月掛帳」などで、年貢高の総勘定や銀納・米納それぞれの勘定、減免額の各納入者への分配、分割払いの納入状況など、年ごとに帳面が作成されていた。村の財政収支に関わるものでは、「村支配(勘定)控帳」「年中村方控日記帳(村入用書出年中控帳・年中村方諸入用控帳)」「在払勘定書」「(村入用)差引勘定帳」など、村の経費総収支決算や諸経費の算出、支払の状況確認、収支計算書など様々な局面で毎年帳面が編まれた。さらには「郡中控物覚」「郷控帳」「国役築留分水・(用水)合樋・道築勘定帳」など、灌漑用水や道普請のほか村領や領主領域を超えた様々なレベルの広域行政で必要とされた経費の分担額の算出においても帳面が作成され、村の経費として収支に組み込まれていた(なお、上記の帳面では、内容は同じでも、名称が異なることも多く、()内にそれを補っている)。また、臨時に作成された帳面では、「庄屋并肝煎役願ニ付入用控」「施行差出シ控帳」「水引人足覚帳」など、村役人交替、基金等による領主からの施し米の下附、臨時必要経費の算出などで帳面が作成されている。

本講演では、こうした岸田堂村の財政収支・経済関係帳簿の蓄積と伝来状況を説明するため、例示として現在、「兼三家」で紙縫り紐2括り分に一括されてまとまって伝存する岸田堂村勘定帳簿群(番号I-17～I-107)計107冊をとり上げ、表①に一覧表として示し、また当日の展示でも“帳簿群”のまま出品して、講演出席者に保存状況を確認していただいた。

この“帳簿群”を具体的に確認してみると、まず第1に“帳簿群”が弘化2年(1845)～明治18年1月の期間に蓄積されたもので、時代区分を超えて近世後期から明治前期にわたっていること、第2にこの“帳簿群”の蓄積は、未だ伊達平右衛門が庄屋役を務めていた時期にはじまっており、高岸庄右衛門・山田友右衛門の庄屋在職時期を経て明治維新を迎え、最終的には大区小区制も廃止された郡区町村制の時期、すなわち現代の市町村制につながる明治21年(1888)4月の町村制が成立する直前の時期まで続いていたことになるのである。その間、前述のように、明治6年には地租改正によって土地制度や税制の抜本的改革も行われており、地方行政制度も大きく変容していった時期であった。もちろん、個別の帳簿の表題(タイトル)等を確認するだけでも、例えば租税金(表①通番37)、学校費の経費(同37)、地券の発行(同通番38)、国民軍創設(同通番58)など、こうした変化はみてとれるが、第3に個別内容の内訳等は変化して近代化していくにも関わらず、村の収支勘定の方法は近世古文書の“横帳(ヨコチョウ)”形態を用いた「村入用(ムラニユウヨウ)」の勘定方式をそのまま踏襲していることがわかる。地域社会末端の

公文書作成や行財政計算方式・経理事務方法は驚くほど近代化しておらず、明治中期以降に洋式簿記が導入され、近代簿記に基づく簿記帳が定着するまで、近世勘定書形式は命脈を保ち続けるのである。

最後に、第2の確認点、この「帳簿群」が近世後期の伊達平右衛門の庄屋時代から明治前期末の郡区町村制下の戸長役場で蓄積された行政「帳簿群」であったことを踏まえると、「高岸家文書」の伝来自体に対する大きな疑問に直面することとなる。高岸庄右衛門は、前述の通り、幕末の安政7年(1860)に庄屋役に就任、病気のため文久4年(1864)には山田友右衛門へ譲渡しているが、その間わずか4年である。当然のことながら、その過程で村の公的な記録・書類は友右衛門の家に移管され、そこで明治維新を迎えたはずであるが、それらはなぜか高岸家に保存・管理されているのである。かかる問題で注目されるのは、庄右衛門の跡継ぎであった庄三郎が明治5～7年(1872-1874)の期間、岸田堂村の戸長に就任していることである。そこで考えられるのは、上記の「帳簿群」を含めた近世の岸田堂村の公的な記録・書類は、明治維新にあたって反故処分となり、「古文書」になったわけではなく、「生きた文書」として、明治の戸長役場で作成された記録・書類とともに、保管・管理されていたのではないかということである。すなわち、近世の岸田堂村の公的記録・書類は、近代に入っても「現用文書」として今しばらくは扱われた後、明治初期の高岸庄三郎の戸長就任時期か、或いはそれ以降のある段階で廃棄され、最終的には「高岸家文書」となったのであろう。

本報告では、「高岸家文書」の概要と近世の岸田堂村の公的記録・書類について報告をまとめたが、講演当日は近世の高岸家の「家」の経営についても触れ、冠婚葬祭の帳面等も検討した。また、近世高岸家の教育・教養に関わる文化・文芸資料もとり上げたが、残念ながらその残存状況はよくないことも指摘しておいた。